



令和5年10月11日
国土交通省九州地方整備局
鶴田ダム管理所

鶴田ダムが「都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）」に指定！

～インフラツーリズムなど地域振興策の持続的な推進体制構築に向けて～

【鹿児島県で初めての指定】

鶴田ダムは、昭和41年の完成以来、土木広報の一環として、これまで鶴田ダム管理所職員による社会科見学等の平日のダム見学を行ってきました。

また、近年では地域資源を有効に活用した地域の活性化を推進することを目的として、鶴田ダム管理所、さつま町、さつま町観光特産品協会で連携協定書を締結し、地域の特産品である焼酎を鶴田ダム監査廊内へ長期貯蔵・販売する「鶴田ダムエイジング焼酎プロジェクト」を試行的に行ってきました。

これらのダム見学、焼酎貯蔵とともに、多数の参加・申込があり、好評を得ていることから、この度、地域の自立的・持続的な活性化、産業振興を図るため、さつま町から「都市・地域再生等利用区域」の指定（河川空間のオープン化と称する）に関する要望が九州地方整備局へなされ、今般、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行いました。

今回の区域指定により、占用主体であるさつま町が民間事業者等と使用契約を結ぶことで、ダム堤体内の放流ゲート室等を活用した有料ダムツアーの開催、ダム監査廊を活用した焼酎貯蔵販売、及び有料を含めた各種イベントの開催などが可能となります。

記者発表に関する問い合わせ先

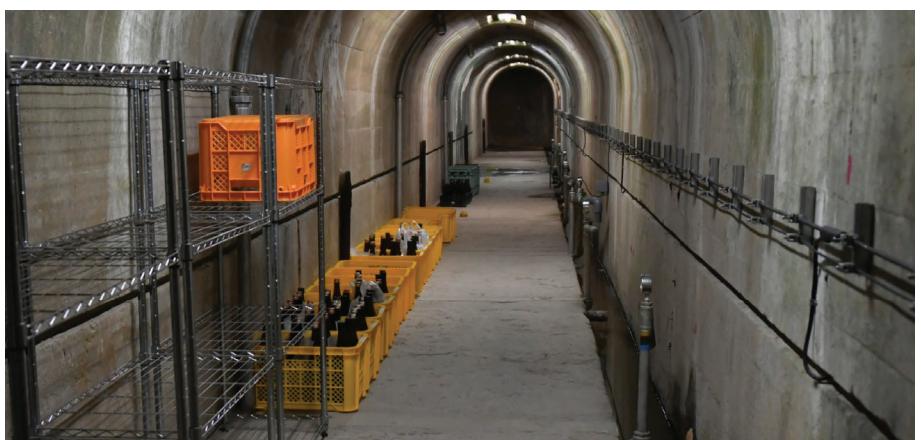
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官 有嶋哲朗

TEL 0996-59-2030（代表）

鶴田ダム見学状況



焼酎貯蔵状況



各種イベント開催状況（例：R2.11 点検放流）



河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号建設事務次官通達・抄）

＜第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例＞

第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

第二十三（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

第二十五（占用者以外の施設利用）

第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的な内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
- 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
- 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和5年10月11日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

川内川水系川内川流域（鶴田ダム）で別図に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、食料貯蔵施設、及びこれら施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ等

（準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号）

（2）許可方針

1. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
2. 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
3. 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
4. 施設の使用にあたっては、その機能や稼働の支障とならないよう、措置を講ずること。
5. 施設の使用に対し、河川管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。
6. 降雨、水位、風、地震、津波等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は施設の使用を中止し、速やかに河川管理者に連絡すること。
7. 河川管理者が緊急的に施設を使用する場合は、直ちに使用を中止すること。
8. 施設の使用を中止した場合は、利用者を円滑に避難させること。

9. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
10. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
11. 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

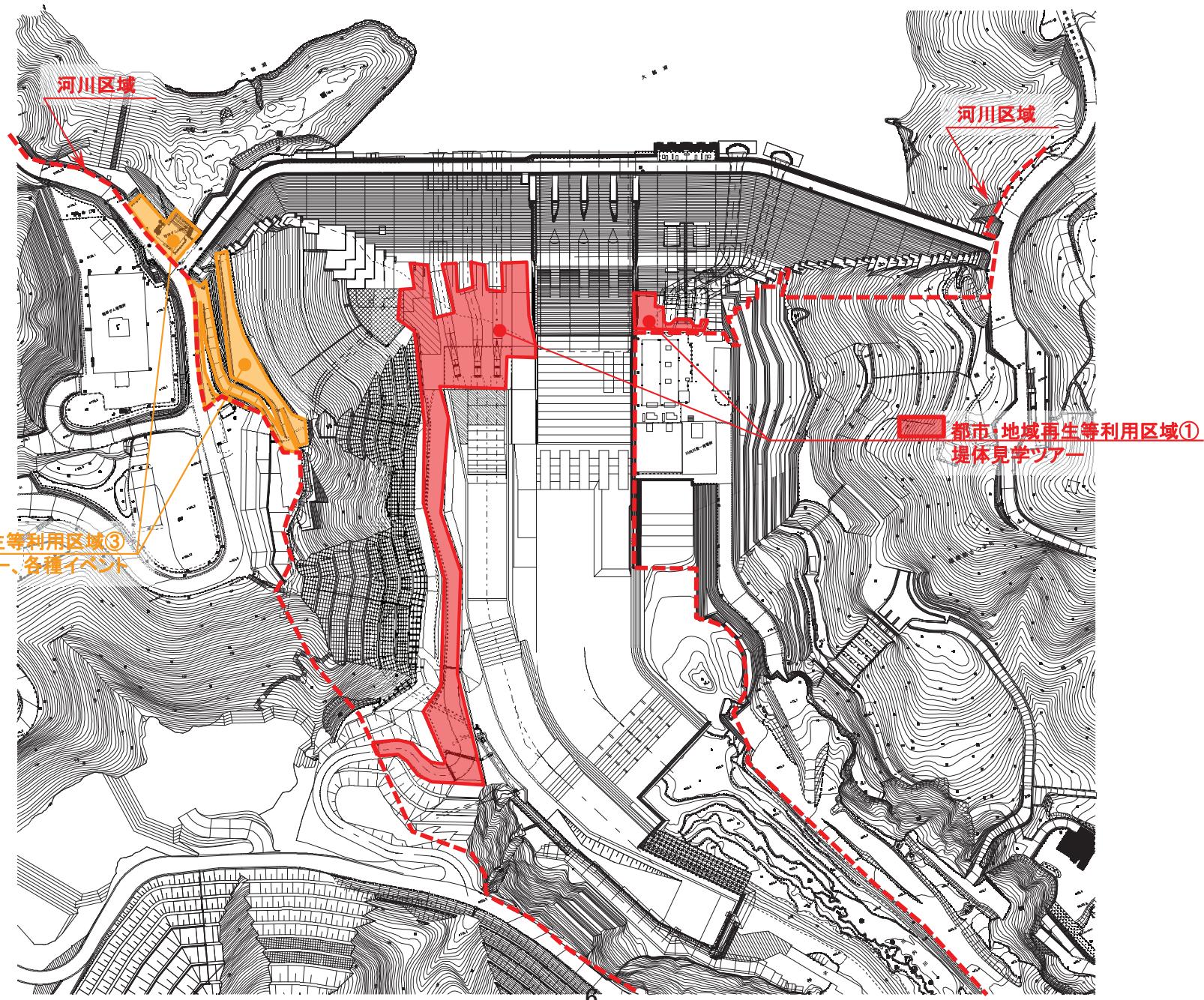
第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

さつま町（準則第二十二第4項第一号）

都市・地域再生等利用区域平面図

S=1:2000 (A3)



都市・地域再生等利用区域平面図 (鶴田ダム堤体内)

